

## 宇治市身体障害者訪問入浴サービス事業について

令和7年4月1日

### ☆利用できる方

訪問入浴サービスを利用することが出来る方は、市内に居住する10歳以上の、身体障害者手帳の1級または2級に該当する重度の身体障害者で、次の各号の(1)～(3)のすべてに該当する方です。

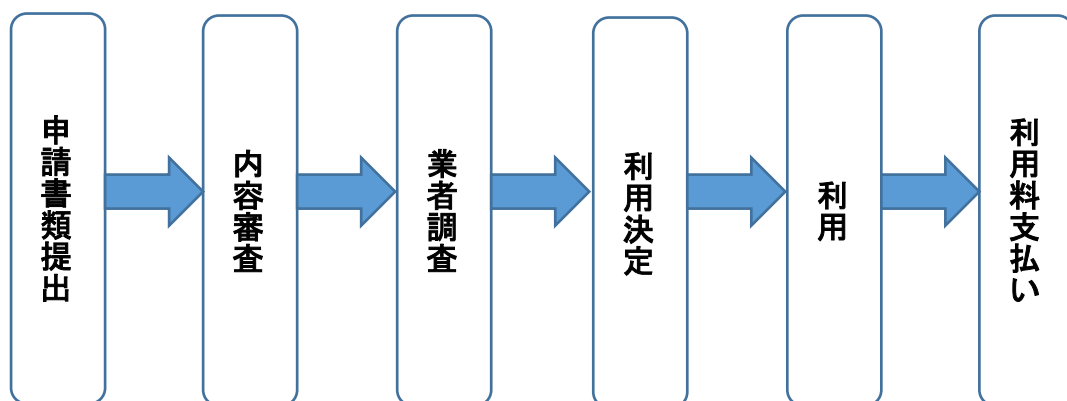
- (1) 居宅等において、家族等の介助だけでは入浴が困難な者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 介護している家族等の立会いが可能な者

### ☆利用方法

利用希望者は、宇治市役所障害福祉課に次の(1)～(4)の書類を添えて申請してください。

- (1) 身体障害者訪問入浴サービス利用申請書
- (2) 健康診断書
- (3) 誓約書
- (4) 同意書

### ☆利用までの流れ



#### ☆利用の停止・廃止

次のいずれかに該当するときは、身体障害者訪問入浴サービス停止・廃止通知書により利用者に通知します。

- (1) 訪問入浴サービスの必要がなくなったとき
- (2) 訪問入浴サービスに必要な協力が得られないとき
- (3) 実施機関が入浴を困難と判断したとき
- (4) その他市長が訪問入浴サービスの利用を困難と判断したとき

#### ☆こんなときは届け出てください

- (1) 住所や氏名を変更したとき
- (2) 利用者負担率を変更したとき
- (3) 訪問入浴サービスを利用する必要が無くなったとき

#### ☆利用料金について

| 世帯区分  | 利用者負担率                 |
|-------|------------------------|
| 生活保護  | 0%                     |
| 非課税世帯 | 0%                     |
| 課税世帯  | 1.2% (児童)<br>2.5% (大人) |

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1回の入浴にかかる費用           | 13,191円     |
| <u>利用者負担(例: 2.5%)</u> | <u>329円</u> |
| 宇治市負担                 | 12,862円     |

利用は週1回(月に4回、5週目のある月は5回)

年度内で52回まで上記負担額で利用できます。(53回以降は実費負担になります)

#### ☆お申込み・お問い合わせ先

宇治市役所 障害福祉課 福祉サービス係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶33番地

電話 0774-22-3141 (代表) FAX 0774-22-7117